韮崎市イメージキャラクターN e e r aイラスト使用許諾基準

## 使用を希望する場合は使用許諾申請書の提出による許諾が必要です!!

## ★無償で使用できる個人・団体等

- ・韮崎市民及び韮崎市に所在する企業、団体等 ※営利を目的に使用する場合はご相談ください。
- ・国、地方自治体、自治会、NPO法人等(公共、公益的に使用する場合に限る)
- ・放送機関、新聞社等の報道機関(報道目的に使用する場合に限る)
- ・出版社、旅行会社等(市への誘客効果が期待できる場合に限る)
- ・その他、特に韮崎市が使用を認める個人・団体等

## ★有償で使用できる個人・団体等

- ・市外に住所を有する個人、市外に所在する企業、団体等であっても使 用目的によっては、有償で使用することができます。
  - ※使用許諾料は、個別に協議しますので事前にご相談ください。

## ★次に該当するときは、使用を許諾できません。

- ・公序良俗に反する使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
- ・ニーラのイメージや世界観を損なうおそれがあると認めるとき。
- ・宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- その他、ニーラの使用が適当でないと認めるとき。

【お問い合わせ先】(一社) 韮崎市観光協会 0551-22-1991